

2020年11月16日

お客さま各位

株式会社岩手銀行

クレジットカード「I b e O n e」における紙の『利用代金明細書』の有料化
ならびに『オンライン明細書切替サービス』へのご登録のご案内

このたび、紙の削減による自然環境保護推進のため、I b e O n eにおける「はがき・封書による利用代金明細書（以下「ご利用明細書」）」の発行を下記のとおり有料とさせていただきますので、何卒ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

当行では、紙のご利用明細書の代わりといたしまして、スマートフォンやパソコンでご利用明細をご確認いただく「オンライン明細書切替サービス」（無料）を提供しております。「オンライン明細書切替サービス」のご利用にあたっては事前のご登録が必要となりますので、お手数ではございますが、事前登録のお手続きをお願い申し上げます。

記

1. 紙のご利用明細書の有料化について

紙のご利用明細書は、次回のお支払い金額が確定後、無料で郵送しておりますが、**2021年6月10日（木）**以降のお支払い分より、所定の手数料をご負担いただきます。

(1) 発行手数料

1通あたり **99円（税込み）**

(2) 対象カード

- ・I b e O n e + (DC)スタンダードカード（一般カード）…キャッシュカード一体型クレジットカード
- ・I b e O n e (DC)スタンダードカード（一般カード）…クレジットカード専用カード

(3) 例外事項

次に該当する場合、発行手数料はかかりません。

- ・ゴールドカード会員
- ・お支払い時の年齢が満75歳以上
- ・ご利用明細書に、リボ払い・分割払い・2回払い・ボーナス一括払い・キャッシングの利用・請求が含まれる場合
- ・入会后、6ヵ月以内のご請求の場合
- ・その他、当行が発行手数料の支払いを要しないものとして別途認める場合

2. 「オンライン明細書切替サービス」へのご登録

本サービスは、毎月の「ご利用代金明細書」の郵送を停止し、スマートフォンやパソコンを使って利用明細をご確認いただく無料のサービスです。

メリット1：ご利用明細をいつでも、どこでも簡単にチェックできる！

スマートフォンやパソコンを使って最新のご利用明細書をいつでも・どこでも確認いただけます。請求確定を郵送より早く、E-メールでお知らせ！

メリット2：過去のご利用明細も確認、保存ができる！

最大過去14ヵ月分のご利用明細を確認いただくことができ、CSV形式のデータとして保存も可能です。また、ペーパーレス化により環境対策としても役立ちます。

なお、2021年6月10日お支払い分のご利用明細書の郵送を停止するには、**2021年5月15日までに**本サービスへのご登録が必要となります。お早目のご登録をお願い申し上げます。

※ 毎月15日までにご登録いただきますと、翌月10日（当行休業日の場合は翌営業日）お支払分以降のご利用明細書の郵送は原則停止となり、発行手数料はかかりません。

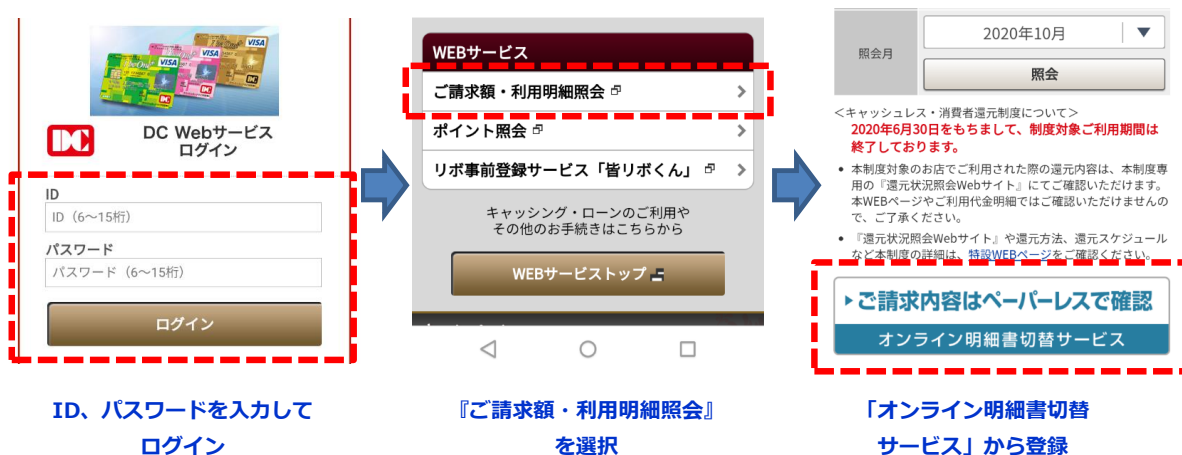
オンライン明細書切替サービス登録方法

STEP 1. WEBサービスにログインする

オンライン明細書切替サービスご登録には、事前にDC Webサービスのご登録（無料）が必要です。ご登録がお済でない会員さまは、当行ホームページにアクセスしていただき、「べんりにつかう」→「クレジットカード」→「DC Webサービス」とお進みのうえ、『はじめてご利用の方（新規ID登録）』より画面案内にしたがってご登録ください。

なお、ご登録の際はI b e O n eをお手元においてご登録願います。

STEP 2. ログイン後、「オンライン明細書切替サービス」メニューへ



3. 特別規約の制定について

本変更に伴い、2021年2月1日付けでご利用明細に関する特別規約を制定します。

詳しくは、下に掲載の「ご利用代金明細書発行に関する特別規約」をご参照ください。

ご利用代金明細書発行に関する特別規約（2021.2.1制定）

本特別規約（以下「本特約」と称します。）は、株式会社岩手銀行（以下「当行」と称します。）の I b e O n e（DC）会員規約（以下「会員規約」と称します。）に定められたご利用代金明細書の発行とその費用の取扱いその他これらに関連する事項について、会員規約の特別規約として定めたものです。

第1条（本特約の適用範囲およびその効力）

1 本特約は、会員規約に定める本人会員のうち、当行が別に定めるカードの貸与を受けた者（以下「対象本人会員」と称します。）に対して適用されるものとします。この場合において、当行が別に定めるカードは、当行ウェブサイトに掲出する方法により公表します。

2 本特約の内容が、会員規約または会員規約に関連する他の会員特約と抵触する場合には、本特約がこれらに優先し適用されるものとします。

第2条（ご利用代金明細書のオンライン明細書切替サービスによる提供等）

1 当行は、対象本人会員に対し、会員規約第7条第4項に定めるご利用代金明細書につき、同項第1文の規定にかかわらず、当行の会員向けウェブサイトである「DC Web サービス」内で提供される「オンライン明細書切替サービス」により、電磁的記録の提供の方法によって、会員規約第7条第4項第1文に定める通知に代えるものとします。

2 対象本人会員は、前項の方法によりご利用代金明細書記載事項の提供を受けることができるよう、会員規約第7条第1項に定める約定支払日の前月15日までに、「DC Web サービス」および「オンライン明細書切替サービス」に登録し、かつ対象本人会員の資格を有する間、これを維持するものとします。

第3条（発行手数料の支払義務）

前条の定めにかかわらず、当行は、対象本人会員の申し出がある場合または対象本人会員が前条第2項の義務を履行しない場合には、ご利用代金明細書を対象本人会員へ送付するものとします。この場合、対象本人会員は、当行に対しご利用代金明細書の発行および送付に係る手数料（以下「発行手数料」と称します。）として当行が定める額を支払うものとします。

第4条（発行手数料の支払時期および支払方法）

発行手数料は、当該発行手数料に係るご利用代金明細書で請求するショッピング利用代金の約定支払日に当該代金と合算して支払うものとします。

第5条（発行手数料の免除）

第3条の定めにかかわらず、以下のいずれかに該当する場合、当行は、当該対象本人会員に対し、発行手数料の支払義務を免除します。

- (1) ご利用代金明細書に、ショッピング利用の支払方法が2回払い、分割払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いによるご利用代金が含まれる場合
- (2) ご利用代金明細書に、リボルビング払いのショッピング利用に係る請求が含まれる場合
- (3) ご利用代金明細書に、キャッシングサービスまたはカードローンによるご利用代金が含まれる場合
- (4) 前各号のほか、当行が発行手数料の支払いを要しないものとして別途認める場合

第6条（発行手数料の返金）

当行が第3条第1文の定めにより対象本人会員に対してご利用代金明細書を送付した場合であっても、当該ご利用代金明細書のご利用明細に記載されたショッピング利用代金すべてについて、対象本人会員に支払義務がない場合には、当行は、会員の請求により、当該ご利用代金明細書に係る発行手数料を返金します。

第7条（発行手数料の返金口座）

前条により当行が発行手数料を返金する場合には、対象本人会員名義の預金口座への振込みの方法によるものとします。この場合において、支払預金口座として当行に登録された預金口座への振込みとし、支払預金口座の登録が存在しない場合には、預金口座の届出をしていただきます。当行は、かかる預金口座の届出がなされるまで、発行手数料の返金を行わないことができるものとします。

第8条（発行手数料の相殺）

前条の規定にかかわらず、当行が会員に対して金銭債権を有している場合には、その履行期において特段の意思表示をすることなく、当該金銭債権と返金すべき発行手数料とを相殺することができるものとします。

第9条（発行手数料の利息）

当行は、発行手数料の返金をすべき場合、返金すべき金員に対し利息を付さないものとします。

第10条（本特約の変更）

本特約の変更について、当行から変更内容または新特約を通知した後に、カードを利用したときは、会員が変更事項または新特約を承認したものとみなします。また、当行は、法令により本特約を変更することが許容される場合には、当該法令に定めるところにより本特約を変更することがあります。

<p>【本件に関するお問い合わせ先】 株式会社岩手銀行 クレジットカードセンター フリーダイヤル：0120-120-086 受付時間 9：00～17：00（土日・祝日を除く）</p>
--

以 上